



ステッパの認定基準及び基準確認方法
(公開用)

この認定基準及び基準確認方法は、消費生活用製品安全法に基づき設立された製品安全協会が以下の安全管理委員会専門部会において作成し、ガットスタンダードコード及び「貿易の技術的障害に関する協定(WTO/TBT協定)附属書3.任意規格の立案、制定及び適用のための適正実施規準(CGP)に基づく海外通報手続きを経た上で、通商産業大臣承認を受けて制定された製品安全基準とその評価方法である。この認定基準及び基準確認方法は、適合性評価手続き(SGマーク制度)の適用を受ける。

この認定基準及び基準確認方法は、電気用品取締法、製造物責任法等のいかなる他法令の適用も除外するものではない。

家庭用フィットネス器具専門部会 専門委員名簿

(部会長)	宇治橋貞幸	東京工業大学
	飯島 秀夫	オムロン株式会社
	伊藤 文一	財団法人日本消費者協会
	魚見 秀男	日本スポーツ用品協同組合連合会
	大久保信行	中央大学
	太田 義武	株式会社大武ルート工業
	大西 清	株式会社中旺ヘルス
	小沢 治夫	筑波大学付属駒場中・高等学校
	乙部 宏樹	社団法人日本フィットネス産業協会
	梶野 広	日本秤鐘株式会社
	川副 嘉彦	埼玉工業大学
	河田 浩治	セノー株式会社
	古賀 洋一	通商産業省産業政策局 製品安全課
	小林 肇	東京大学
	崎山 起一	株式会社コーラル
	佐藤 省悟	財団法人化学品検査協会
	佐藤 章一郎	株式会社福島発條製作所
	佐柳 進	厚生省 地域保健・健康増進栄養課
	重枝 豊英	通商産業省生活産業局 文化関連産業課
	清水 真一	丸石自転車株式会社
	瀬崎 博	株式会社河合楽器製作所
	園山 忠	健康増進機器連絡協議会
	土屋 邦正	コンビ株式会社
	津山 政士	株式会社キャットアイ
	戸松 哲男	株式会社エスエスケイ
	富田 育男	製品安全協会
	信田 宜司	ミズノ株式会社
	新津 靖	東京電機大学
	西川 泰蔵	工業技術院標準部 消費生活規格課
	二宮 一久	製品評価技術センター 消費生活部機械テスト課
	野見山 薫	社団法人日本通信販売協会

	橋村 勝	竹井機器工業株式会社
	福井 輝子	主婦連合会
	福田 聡一	財団法人日本品質保証機構
	福永 哲夫	東京大学
	藤本 祐司	アルインコ(株)
	船渡 和男	国立スポーツ科学センター
	松尾 彰文	鹿野体育大学
	松岡 寿人	財団法人日本文化用品安全試験所
	宮地 弘孝	社団法人日本スポーツ用品工業協会
	谷野 義弘	株式会社ジャパンヘルス
	吉武 裕	国立健康・栄養研究所
(関係者)	高井 純一	財団法人日本品質保証機構

(事務局) 財団法人製品安全協会住所: 〒110-0012 東京都台東区竜泉 2-20-2 ミサワホームズ三ノ輪 2 階

ステップの認定基準及び基準確認方法

1. 基準の目的

この基準は、ステップの安全性品質及び消費者が誤った使用をしないための必要事項を定め、一般消費者の身体に対する危害防止及び生命の安全を図ることを目的とする。

2. 適用範囲

この基準は、一般家庭で使用する健康の維持及び増進を目的とした据置式のステップ(以下「ステップ」という)について適用する。

なお、スポーツジム等の施設用、各種厚生施設用及び医療用は除く。

3. 安全性品質

ステップの安全性品質は、次のとおりとする。

項 目	基 準	基準確認方法
1. 外観及び構造	<p>1. ステップの外観及び構造は次のとおりとする。</p> <p>(1) 身体が触れる部分には、先鋭部、ばり、とがり等がないこと。</p> <p>(2) 外部に現れるボルト・ナット、リベット、溶接部等の先端は著しく突き出していないこと。</p> <p>(3) 組立式のものにあつては、組立ては容易で、かつ確実に組み立てられること。</p> <p>(4) ステップの幅は○以上であること。</p> <p>(5) 可動部に身体や手指等が挟まれることがないこと。</p>	1.

項 目	基 準	基準確認方法
	<p>(6) ステップの連動駆動にワイヤロープを用いるものにあつては、ワイヤロープは樹脂等によって被覆されているか、またはカバー等で覆われていること。</p>	

項 目	基 準	基準確認方法
2. 強度	2. ステップの強度は、次のとおりとする。 (1) ステップの強度試験を行ったとき破損、変形及び使用上支障のある異状がないこと。	2.

項 目	基 準	基準確認方法
3. 耐久性及び温度上昇	<p>(2) ハンドルまたは手すりを有するものにあつては、ハンドル部の強度試験を行ったとき、破損、変形及び使用上支障のある異状がないこと。</p> <p>3. 耐久試験を行ったとき、各部に破損、変形及び使用上支障のある異状がないこと。また、手を触れることができる部位は、○以上にならないこと。</p>	

項 目	基 準	基準確認方法
4. 材料	4. 耐食性材料以外の金属材料は、防せい処理が施されていること。	
5. 付属品	5. 付属品は、使用上の安全性を損なわないものであること。	

4. 表示及び取扱説明書

ステップパの表示及び取扱説明書は次のとおりとする。

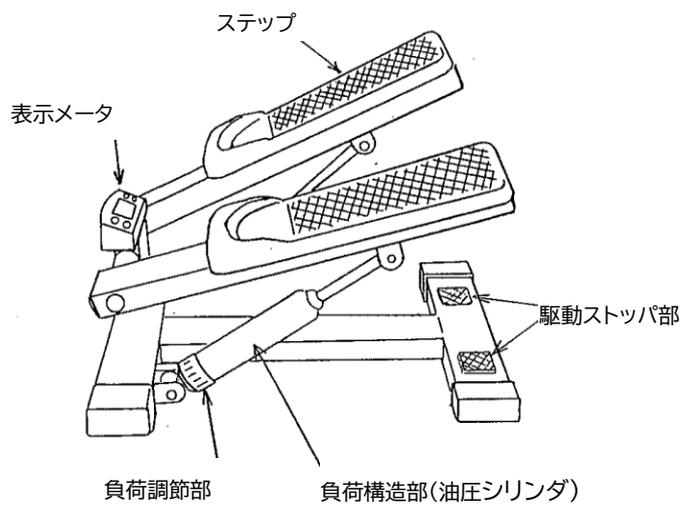
項 目	基 準	基準確認方法
1. 表示	<p>1. ステップパには、容易に消えずかつはがれにくい方法で次の事項を表示すること。 ただし、(3)及び(5)は、使用時に特に目につきやすい箇所に大きな文字でその趣旨を表示し、(6)及び(7)は購入時に消費者にわかるよう、表示されていること。 なお、その製品に該当しない事項は省略してもよい。</p> <p>(1) 申請者(製造業者、輸入業者等)の名称またはその略号</p> <p>(2) 製造年若しくは輸入年、またはその略号。</p> <p>(3) 家庭用の表示</p> <p>(4) 使用前に取扱説明書に記載される使用方法を必ず読み、適正な使用方法をすること。</p> <p>(5) 無理をせず、身体に変調があったら、すぐに使用を停止すること。</p>	

項 目	基 準	基準確認方法
2. 取扱説明書	<p>(6) 健康の維持・増進を目的とした製品であるため、事前に医師に相談する必要がある場合、必ず相談してから使用する旨。</p> <p>(7) 使用者の制限体重</p> <p>(8) 駆動ストッパ部への足指等の挟み込みに注意すること。</p> <p>(9) 油圧シリンダは熱くなることがある旨</p> <p>2. 製品には、次に示す主旨の取扱上の注意事項を明示した取扱説明書を添付すること。</p> <p>(1)は取扱説明書の表紙等の見やすい箇所に示し、(5)～(8)は図を併記すること。</p> <p>(4)、(9)～(12)は安全警告標識等を併記するなどしてより認知しやすいものであること。</p> <p>なお、その製品に該当しない事項は省略してもよい。</p> <p>(1) 取扱説明書を必ず読み、保管すること。</p> <p>(2) 家庭用であるため、学校、スポーツジム等、不特定多数の利用者によって使用しないこと。</p> <p>(3) 使用者の制限体重 例：〇kg以下</p>	

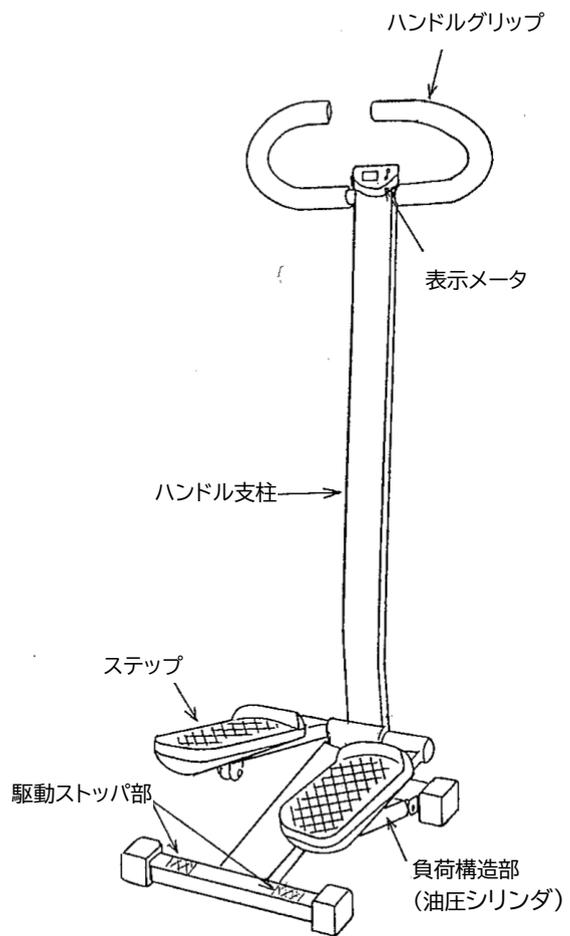
項 目	基 準	基準確認方法
	<p>(4) 健康の維持・増進を目的とした製品であり、事前に医師に相談する必要がある場合、及び家庭内リハビリ用に使用する場合は、必ず医師に相談してから使用すること。</p> <p>(5) 各部の名称</p> <p>(6) 部品の構成</p> <p>(7) 組立・分解方法</p> <p>(8) 調節・調整方法</p> <p>(9) 子どもが遊具として使用しないことを保護者の責任で注意すべきであること。</p> <p>(10) 設置上の注意</p> <p>①使用中の運動領域を十分確保できる場所に設置すること。</p> <p>②水平で堅い床面上に設置すること。</p> <p>(11) 使用上の注意</p> <p>①ワイヤロープがささくれて、断線している場合は、それが1箇所であっても製造元等に連絡して交換等すること。</p> <p>②用途(所定の使用方法)以外の使用を行わないこと。</p> <p>③同時に2人以上で使用しないこと。</p> <p>④使用前には締結部にゆるみがないか確認し、あった場合は締め直してから使用すること。</p> <p>⑤身体に変調があったら、すぐに使用を停止すること。</p>	

項 目	基 準	基準確認方法
	<p>⑥使用によって負荷機構部(油圧シリンダ)の温度が上昇するため、所定の運動時間(許容連続使用時間を明示すること)を目安に運動すること。</p> <p>⑦ハンドルには、もたれかからないこと。</p> <p>(12) 保管方法及び保管上の注意</p> <p>①使用しない場合は、別の用途に使用しないよう注意すること。</p> <p>②屋内用であるため、腐食等による機能不良を起こし得るため、屋外に放置または保管をしないこと。</p> <p>(13) S G マーク制度は、ステッパの欠陥によって発生した人身事故に対する補償制度である旨。</p> <p>(14) 製造業者、輸入業者、販売業者等の名称、住所及び電話番号</p>	

【参考付図】



1. ステップ



2. ハンドル/手すり付きステップ